

津山市地域防災計画

(風水害等対策編)

新旧対照表

頁	行	現行	修正案	修正理由
2	35 36 37 38 40	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則 (略)</p> <p>第3項 災害の想定 (略)</p> <p>2 人為災害</p> <p>(1) 火災</p> <p>火災件数は、前年度より <u>18件減少</u>している。死者数は1名増加し、<u>負傷者については前年と同じ9名</u>になっている。</p> <p>出火原因は、たき火・火入れが1位で、<u>17件</u>となっている。空気が乾燥する時期は大災害につながるおそれがあるため、注意が必要である。</p> <p>2位は<u>放火・放火の疑いで、11件</u>となり、3位は<u>たばこ</u>で5件となっている。</p> <p>出火種別は、建物火災が<u>35件</u>で、全体の約5割を占めており、林野火災<u>4件</u>、車両火災<u>6件</u>、<u>その他火災が19件</u>となっている。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則 (略)</p> <p>第3項 災害の想定 (略)</p> <p>2 人為災害</p> <p>(1) 火災</p> <p>火災件数は、前年度より <u>4件増加</u>している。死者数は1名増加、<u>負傷者は1名減少し、死者は3名負傷者は7名</u>になっている。</p> <p>出火原因は、たき火・火入れが1位で、<u>19件</u>となっている。空気が乾燥する時期は大災害につながるおそれがあるため、注意が必要である。</p> <p>2位は<u>たばこ</u>で、<u>4件</u>となり、3位は<u>電気機器・装置と電灯・電話線の配線が同率となり、どちらも3件</u>となっている。</p> <p>出火種別は、建物火災が<u>32件</u>で、全体の約5割を占めており、林野火災<u>6件</u>、車両火災<u>2件</u>となっている。</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>
3	4	<p>(2) 危険物の爆発、流出等</p> <p>市民生活につながる年ガス・プロパンガス・石油類等の使用は、飛躍的に増大し、その取扱いを一つ間違えば、爆発、火災等による惨事を引き起こすことになる。また、産業構造の多様化に伴い、高圧ガス・火薬類・<u>劇毒物</u>・放射性物質等の貯溜、使用、輸送も増大しており、しかも、これらの爆発、流出等に対しては、必ずしも防災対策、応急対策が十分でなく、多数の人命、身体に被害を与えるおそれがある。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>第2項 処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>4 指定地方行政機関 (略)</p> <p>(2) 岡山森林管理署 (略)</p>	<p>(2) 危険物の爆発、流出等</p> <p>市民生活につながる年ガス・プロパンガス・石油類等の使用は、飛躍的に増大し、その取扱いを一つ間違えば、爆発、火災等による惨事を引き起こすことになる。また、産業構造の多様化に伴い、高圧ガス・火薬類・<u>毒劇物</u>・放射性物質等の貯溜、使用、輸送も増大しており、しかも、これらの爆発、流出等に対しては、必ずしも防災対策、応急対策が十分でなく、多数の人命、身体に被害を与えるおそれがある。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>第2項 処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>4 指定地方行政機関 (略)</p> <p>(2) 岡山森林管理署 (略)</p>	<p>字句の修正</p>

6	42	<p>③ 国有林内河川流域及び貯木場における林産物等の流出予防を実施するとともに、災害発生に当たっては、極力部外へ危害を及ぼさないよう処置する。</p> <p>(略)</p> <p>6 指定（地方）公共機関等</p> <p>(略)</p>	<p>③ 国有林内河川流域における林産物等の流出予防を実施するとともに、災害発生に当たっては、極力部外へ危害を及ぼさないよう処置する。</p> <p>(略)</p> <p>6 指定（地方）公共機関等</p> <p>(略)</p>	岡山県の国有林内に貯木場がないため
9	37	<p>(7) 中国電力株式会社（津山営業所）</p> <p>(略)</p> <p>第4節</p> <p>第1項 自然的条件</p> <p>(略)</p>	<p>(7) 中国電力株式会社（津山営業所）、<u>中国電力ネットワーク株式会社</u></p> <p>(略)</p> <p>第4節</p> <p>第1項 自然的条件</p> <p>(略)</p>	送配電部門の分社化に伴う修正
12	40	<p>5 気候</p> <p>本市の気候は、年間平均気温が <u>13.7℃</u> で、年間降水量は、<u>1,415.8mm</u> となっている。</p>	<p>5 気候</p> <p>本市の気候は、年間平均気温が <u>14.0℃</u> で、年間降水量は、<u>1,416.0mm</u> となっている。</p>	新平年値の運用開始 令和3年5月19日～
17	9	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 防災業務施設・設備等の整備</p> <p>(略)</p> <p>第3項 災害応急資機材・設備等</p> <p>(略)</p> <p>3 実施内容及び方法</p> <p>(略)</p> <p>(3) 救助・救護関係</p> <p>(略)</p> <p>⑥ 市は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 防災業務施設・設備等の整備</p> <p>(略)</p> <p>第3項 災害応急資機材・設備等</p> <p>(略)</p> <p>3 実施内容及び方法</p> <p>(略)</p> <p>(3) 救助・救護関係</p> <p>(略)</p> <p>⑥ 市は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。<u>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。</u></p>	「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証レポート」
	11	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(4) 医療救護用資機材等</u></p> <p><u>市、県及び医療関係機関等は、負傷者が多数に上る場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定して応急救護用医薬品、医療資機材等の確保に努める。</u></p>	岡山県地域防災計画
	15	<p>(4) その他</p>	<p><u>(5) その他</u></p>	

18	<p>16 災害のため被災した道路、河川等の損壊の復旧等に必要なブルドーザー、ダンプカー、トラック等の土木機械等を整備、改善及び点検を実施するとともに、大規模な災害の場合には、建設業者等の協力が得られるよう、体制を確立する。また、防災活動上必要な公共施設等及び指定避難所に指定されている施設の防災点検を定期的実施する。</p> <p>20 <u>(新設)</u></p> <p>1 <u>(新設)</u></p> <p>3</p> <p>4</p> <p>9</p> <p>12</p> <p>15</p> <p>19</p>	<p>① 災害のため被災した道路、河川等の損壊の復旧等に必要なブルドーザー、ダンプカー、トラック等の土木機械等を整備、改善及び点検を実施するとともに、大規模な災害の場合には、建設業者等の協力が得られるよう、体制を確立する。また、防災活動上必要な公共施設等及び指定避難所に指定されている施設の防災点検を定期的実施する。</p> <p>② <u>市及び県は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。</u></p> <p>第2節 防災業務体制の整備</p> <p>第1項 職員の体制</p> <p>① <u>各機関は、それぞれの実情に応じ、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保等についての検討を行い、職員の非常体制の整備を図る。その際、職員の安全確保に十分配慮する。また、携帯電話等による参集途上での情報収集伝達手段の確保についても検討する。交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合を想定し、災害応急対策が実施できるよう、訓練・研修等の実施に努める。</u></p> <p>② <u>各機関は、必要に応じ、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。</u></p> <p>③ <u>各機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、人材育成を体系的に図る仕組みを構築するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。</u></p> <p>④ <u>市、県及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧や復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、市及び県は、退職者(自衛隊等の国の機関の退職者を含む。)の活用や、民間の人材の雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。</u></p> <p>⑤ <u>市及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害</u></p>	<p>最近の防災に関する施策の進展を踏まえた修正</p> <p>岡山県地域防災計画</p>
----	---	--	---

	22	第2節 自然災害予防対策 (略) 第2項 土砂災害防止対策 (略) 3 実施内容	時の派遣体制の整備に努める。 <u>第3節</u> 自然災害予防対策 (略) 第2項 土砂災害防止対策 (略) 3 実施内容	字句の修正
20	2	(1) 土砂災害危険箇所の点検	(1) 土砂災害警戒区域等の点検	表現の適正化
	3	県は、市と連携して土砂災害危険箇所を点検調査し、その実態を把握するとともに、災害の未然防止に努める。	県は、市と連携して土砂災害警戒区域等を点検調査し、その実態を把握するとともに、災害の未然防止に努める。	
	5	市は、上記危険箇所について住民に周知を図るとともに、日常の防災活動として、防災知識の普及や警戒避難の啓発を図る。	市は、上記警戒区域等について住民に周知を図るとともに、日常の防災活動として、防災知識の普及や警戒避難の啓発を図る。	
	8	[土砂災害危険箇所]	[土砂災害警戒区域等]	
	9	・土石流危険箇所	・土砂災害警戒区(土石流)、土砂災害特別警戒区域(土石流)	
	9	・地すべり危険箇所	・土砂災害警戒区域(地すべり)、土砂災害特別警戒区域(地すべり)	
	10	・急傾斜地崩壊危険箇所	・土砂災害警戒区(急傾斜地の崩壊)、土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)	
		(2) 土砂災害防止法に基づく調査・指定等 (略)	(2) 土砂災害防止法に基づく調査・指定等 (略)	
		② 警戒区域等の指定	② 警戒区域等の指定	
27	27	イ 建築基準法に基づく建築物の構造規制 (略)	イ 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進 (略)	表現の適正化
		第7項 都市防災対策 (略)	第7項 都市防災対策 (略)	
		3 実施内容 (略)	3 実施内容 (略)	
27	42	(3) 都市防災対策 <u>(新設)</u>	(3) 都市防災対策 <u>⑤ その他防災対策の推進</u>	都市再生特別措置法の改正を踏まえた修正
28	1		<u>立地適正化計画における防災指導等の各種計画を踏まえ、ハード・ソフト面から防災・減災対策を行う。</u>	

33	16	<p>第3節 事故災害予防対策 (略)</p> <p>第3項 危険物、毒物劇物等薬品類、高圧ガス、火薬類及び有害ガス等保安対策 (略)</p> <p>3 実施内容 (1) 危険物等保安対策 ③ 事業所の自主保安体制の確立 <u>(新設)</u></p>	<p>第3節 事故災害予防対策 (略)</p> <p>第3項 危険物、毒物劇物等薬品類、高圧ガス、火薬類及び有害ガス等保安対策 (略)</p> <p>3 実施内容 (1) 危険物等保安対策 ③ 事業所の自主保安体制の確立 <u>オ 事業者は法令に定める技術基準を遵守し、施設の安全性の確保に努める。</u></p>	
38	17	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>カ 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のための必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。</u></p>	<p>「ハザード地区における危険物施設の流出防止対策の促進について」を踏まえた修正</p>
38	8	<p>第4節 防災活動の環境整備</p> <p>第1項 防災訓練 (略)</p> <p>3 実施内容 訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるとともに、関係機関が連携した実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。</p>	<p>第4節 防災活動の環境整備</p> <p>第1項 防災訓練 (略)</p> <p>3 実施内容 訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるとともに、関係機関が連携し、<u>過去の災害対応の教訓の共有を図るなど実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。</u></p>	<p>「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証レポート」を踏まえた修正</p>
39	19	<p>(略)</p> <p>(3) 水害特別防災訓練</p> <p>第2項 防災知識の普及 (略)</p> <p>3 実施内容</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 水害対応訓練</p> <p>第2項 防災知識の普及 (略)</p> <p>3 実施内容</p>	<p>名称変更に伴う修正</p>

41	2	<p>① 住民に対する防災教育 (略)</p> <p>イ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、飼い主による家庭動物(特定動物を除く。)への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策、警報等発表時や避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の意味やその発令時にとるべき行動、指定緊急避難場所や避難所での行動、災害時の家庭内の連絡体制をあらかじめ決めておくこと等の防災知識の普及を図る。</p> <p>ウ 防災知識の普及の際には、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>なお、要配慮者については、民生委員や愛育委員、自主防災組織等の協力を得て、把握に努めるとともに、自主防災組織等と連携し防災知識の普及にも努める。</p>	<p>① 住民に対する防災教育 (略)</p> <p>イ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、<u>自動車へのこまめな満タン給油</u>、飼い主による家庭動物(特定動物を除く。)への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策、警報等発表時や避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の意味やその発令時にとるべき行動、指定緊急避難場所や避難所での行動、災害時の家庭内の連絡体制をあらかじめ決めておくこと等の防災知識の普及を図る。</p> <p>ウ 防災知識の普及の際には、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>なお、要配慮者については、民生委員や愛育委員、自主防災組織等の協力を得て、把握に努めるとともに、自主防災組織等と連携し防災知識の普及にも努める。</p>	<p>令和元年に発生した災害の教訓を踏まえた修正</p>
41	15	<p>また、防災・減災への取組実施期間と地域包括支援センター・ケアマネージャーが連携し、水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>キ 市は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。</p> <p>(ア) 浸水想定区域、指定緊急避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等が地域の災害リスクや避難の必要性が理解できるよう努める。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。</p>	<p>また、防災・減災への取組実施期間と地域包括支援センター・ケアマネージャーが連携し、<u>高齢者に対し適切な避難行動に関する理解の促進</u>に向けた取組を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>キ 市は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、<u>地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに</u>、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。</p> <p>(ア) 浸水想定区域、指定緊急避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等が地域の災害リスクや避難の必要性が理解できるよう努める。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早</p>	<p>表現の適正化</p> <p>「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証レポート」を踏まえた修正</p>

42	42			
42	13	<u>(新設)</u>	<p>期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、<u>避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。</u></p> <p><u>(エ) ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。</u></p>	<p>最近の防災に関する施策の進展を踏まえた修正</p> <p>「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証レポート」を踏まえた修正</p>
	18	(エ) (略)	(オ) (略)	字句の修正
45	19	<u>(新設)</u> 第3項 自主防災組織の育成及び消防団の活性化 (略) 3 実施内容 (3) 企業防災の促進	<u>(カ) 電気通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。</u> 第3項 自主防災組織の育成及び消防団の活性化 (略) 3 実施内容 (3) 企業防災の促進	
45	28	<u>(新設)</u> ⑨～⑪ (略) 第6節 防災対策の整備・推進 (略) 第2項 緊急物資等の確保計画 1 物資の備蓄・調達 市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の物理的条件等も踏まえて、必要とされる食材、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておく。	<u>⑨ 事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的作業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</u> ⑩～⑫ (略) 第6節 防災対策の整備・推進 (略) 第2項 緊急物資等の確保計画 1 物資の備蓄・調達 市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の物理的条件や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食材、飲料水、生活必需品、燃料、 <u>ブルーシート、土のう袋</u> その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておく <u>とともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に</u>	<p>「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証レポート」を踏まえた修正</p> <p>字句の修正</p>
52	23			<p>「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証レポート」を踏まえた修正</p>
	25			

		<p>2 体制の整備</p> <p>市及び県は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。</p> <p>なお、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。</p> <p>(略)</p>	<p><u>努める。被災地において必要となる物資は時間の経過とともに変化するため、時宜を得た物資の調達に留意する。また、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。</u></p> <p>2 体制の整備</p> <p>市及び県は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。</p> <p><u>また、平時から訓練を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。</u></p> <p>なお、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。</p> <p><u>市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>「令和元年台風第 15 号・第 19 号をはじめとした一連の災害に係る検証レポート」を踏まえた修正</p> <p>”</p>
35				
39				
53	22	<p>第 4 項 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第 4 項 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p>2 <u>市及び県は、市防災行政無線の整備や、IP 通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。</u></p>	<p>近年発生した災害の教訓から、防災情報伝達手段の多重化・多様化に取り組む必要性を踏まえた修正</p>
25		2~3 (略)	3~4 (略)	
37		<p>4 市、県及び放送事業者等は、気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。</p>	<p>5 市、県及び放送事業者等は、気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を<u>大規模停電時を含め常に伝達できるよう</u>、その体制及び施設・設備の整備を図る。</p>	
40		5 (略)	6 (略)	
54	1	<u>(新設)</u>	<p>7 <u>電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。</u></p>	<p>「令和元年台風第 15 号・第 19 号をはじめとした一連の災害に係る検証レポート」を</p>
4		<u>(新設)</u>	<p>8 <u>電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対す</u></p>	

			る情報提供体制の整備を図る。	踏まえた修正
63	24	<p>第3章 災害応急対策計画 (略)</p> <p>第2節 防災活動</p> <p>第1項 予報及び警報等 (略)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 予報及び警報等の対象区域並びに種別 (略)</p> <p>② 気象に関する予報及び警報等の種別 (略)</p> <p>ウ 特別警報</p> <p>暴風、大雨等が原因で重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、岡山地方気象台が最大級の警戒を呼びかけるため発表するもの。</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 (略)</p> <p>第2節 防災活動</p> <p>第1項 予報及び警報等 (略)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 予報及び警報等の対象区域並びに種別 (略)</p> <p>② 気象に関する予報及び警報等の種別 (略)</p> <p>ウ 特別警報</p> <p>暴風、大雨等が原因で重大な災害の起こるおそれ著しく高まっている場合、岡山地方気象台が最大級の警戒を呼びかけるため発表するもの。</p>	気象ガイドブックより
	26	<p>大雨特別警報は災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p> <p>(略)</p>	<p>大雨特別警報は何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p> <p>(略)</p>	気象庁HP「防災気象情報をもとにとるべき行動と、相当するレベルについて」
64	34	<p>ク 早期注意情報</p> <p>5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地区と同じ発表単位（県南部、北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地区と同じ発表単位（県南部、北部）で発表される。</p>	<p>ク 早期注意情報</p> <p>5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地区と同じ発表単位（県南部、北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地区と同じ発表単位（県南部、北部）で発表される。</p> <p><u>大雨に関して、明日までの期間に[高]または[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</u></p>	「避難勧告等に関するガイドライン」の改定による修正
		<p>第3項 情報の収集・伝達及び防災関係相互機関の連携体制 (略)</p> <p>3 実施内容及び方法 (略)</p> <p>(4) 防災関係機関相互の連携体制</p>	<p>第3項 情報の収集・伝達及び防災関係相互機関の連携体制 (略)</p> <p>3 実施内容及び方法 (略)</p> <p>(4) 防災関係機関相互の連携体制</p>	

70	11	<p>① 災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員間及び住民個々の防災力の向上を図り、特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。</p>	<p>① 災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員間及び住民個々の防災力の向上を図り、特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。</p> <p><u>また、市及び県は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</u></p>	<p>「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証レポート」を踏まえた修正</p>
16		<p>② 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、平常時から国、地方公共団体等関係機関や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。</p> <p>民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理等）については、あらかじめ、市及び県は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力を活用する。</p>	<p>② 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、平常時から国、地方公共団体等関係機関や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、<u>訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど実効性の確保に留意する。</u></p> <p>民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理等）については、あらかじめ、市及び県は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力を活用する。</p>	<p>”</p>
21		<p>また、市及び県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。さらに、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・</p>	<p>また、市及び県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。<u>なお、燃料については、あらかじめ石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するように努める。市及び県は、速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。</u></p>	<p>表現の適正化</p>
23		<p>消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努める。</p>	<p>また、市及び県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。<u>なお、燃料については、あらかじめ石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するように努める。市及び県は、速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。</u></p>	<p>「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証レポート」を踏まえた修正</p>

70	32	④ 市及び県は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。	④ 市及び県は、 <u>災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。</u> その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。	「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証レポート」を踏まえた修正
71	9	<u>(新設)</u>	⑩ 市及び県は、 <u>国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。</u> 特に、庁舎全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。	〃
	12	⑩～⑫ (略)	⑪～⑬ (略)	字句の修正
	25	<u>(新設)</u>	⑭ 市及び県は、 <u>男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</u>	「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証レポート」を踏まえた修正
		第3節 災害広報及び報道 (略)	第3節 災害広報及び報道 (略)	
		3 実施内容 (略)	3 実施内容 (略)	
		(2) 広報の内容 (略)	(2) 広報の内容 (略)	
75	5	⑨ 医療機関等の情報	⑨ 医療機関、 <u>スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報</u>	〃
	12	(3) 情報提供媒体に関する配慮 市、県は、被災者の置かれている生活環境等が多様であることから、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難場所にいる被災者に対しては、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるように努める。	(3) 情報提供媒体に関する配慮 市、県は、被災者の置かれている生活環境等が多様であることから、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、 <u>停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。</u>	〃
	13			〃
	14			〃
		第4節 罹災者の救助保護 (略)	第4節 罹災者の救助保護 (略)	
		第2項 避難の勧告等及び避難所の設置	第2項 避難の勧告等及び避難所の設置	

79	7	<p>1 方針</p> <p>災害等により危険が急迫し、住民の生命・身体の保護が必要と認められるときは、市長等は、住民に対し、避難のための立退きを勧告・指示して、安全な場所へ避難させることが必要であるとともに、風水害による被害を軽減させるためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、避難準備・高齢者等避難開始の発令により、高齢者や障害のある人等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、市町村があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要であるため、それらを踏まえた避難の方法及び指定避難所の設置について定める。</p> <p>(略)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(略)</p> <p>(4) 住民への伝達方法</p> <p>(略)</p> <p>② 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの整備 (洪水に関する事項)</p> <p>市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難勧告等の発令基準を策定する。</p> <p>(略)</p> <p>③ 避難の受入れ及び情報提供 <u>(新設)</u></p>	<p>1 方針</p> <p>災害等により危険が急迫し、住民の生命・身体の保護が必要と認められるときは、市長等は、住民に対し、避難のための立退きを勧告・指示して、安全な場所へ避難させることが必要であるとともに、風水害による被害を軽減させるためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、避難準備・高齢者等避難開始の発令により、高齢者や障害のある人等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、市町村があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要であるため、それらを踏まえた避難の方法及び指定避難所の設置について定める。</p> <p><u>令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(略)</p> <p>(4) 住民への伝達方法</p> <p>(略)</p> <p>② 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの整備 (洪水に関する事項)</p> <p>市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、<u>洪水警報の危険度分布等により具体的な避難勧告等の発令基準を策定する。</u></p> <p>(略)</p> <p>③ 避難の受入れ及び情報提供</p> <p><u>ア 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難した方について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や</u></p>	<p>避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に伴う修正</p>
82	19	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>「防災気象情報の伝え方の改善策と推進すべき取組」を踏まえた修正</p>
83	14	<p>(略)</p>	<p><u>ア 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難した方について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や</u></p>	<p>「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に</p>

			<p><u>他の避難者の心情等について勘案しながらあらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。</u></p>	<p>係る検証レポート」を踏まえた修正 字句の修正</p>	
17	ア	(略)	イ	(略)	
23	イ	市は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。	ウ	市は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水 <u>想定</u> 区域、土砂災害 <u>警戒区域</u> 等、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。	” 表現の適正化
32	ウ	(略)	エ	(略)	字句の修正
36	エ	市は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、浸水区域や土砂災害危険箇所等の警戒活動を行う。	オ	市は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、 <u>浸水想定区域</u> や <u>土砂災害警戒区域</u> 等の警戒活動を行う。	” 表現の適正化
37		(略)		(略)	
		住民への避難勧告等の伝達に当たっては、市防災行政無線を始め、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM 放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民へ迅速かつ的確な伝達に努める。特に、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。		住民への避難勧告等の伝達に当たっては、市防災行政無線を始め、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM 放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民へ迅速かつ的確な伝達に努める。特に、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。	
84	17	<u>避難誘導に当たっては、指定緊急避難場所、避難路、浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。</u>		<u>(削除)</u>	重複のため削除
		(略)		(略)	
		(6) 指定避難所等の指定		(6) 指定避難所等の指定	
		<u>(略)</u>		<u>(略)</u>	
85	4	指定避難所に指定された施設の管理者は、換気、照明等良好な環境を確保するために、設備の整備に努める。		指定避難所に指定された施設の管理者は、換気、照明等良好な環境を確保するために、 <u>換気、照明等の施設の整備に努める。</u>	表現の適正化
5		市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に否定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。		<u>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して必要な場合は、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。</u>	避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に伴う修正
		<u>(略)</u>		市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管	

85	23 24	<p>⑤ シャワー等による入浴機会の提供（設備がない場合は代替措置を検討）</p> <p>⑥ その他開設責任者の業務</p> <p>(7) 指定避難所の施設設備の整備</p> <p>市は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用発電、衛生携帯電話等の通信機器のほか、空調、様式トイレ、シャワー等の入浴施設など、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。</p> <p>市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、</p> <p>食料、飲料水、常備菜、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。</p> <p>また、授乳室や男女別の物干し場、更衣室の設置に当たり、異性の目線やプライバシー、子育て家族のニーズに配慮した設備の整備や要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備、必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く）（以下「被災ペット」という。）のためのスペースの確保に努める。</p> <p>(8) 指定避難所等の開設</p> <p><u>(略)</u></p> <p>なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開放しない。</u></p> <p>(略)</p> <p>(13) 指定避難所の管理運営</p>	<p>理者との間で事前に否定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</p> <p><u>(略)</u></p> <p>⑤ シャワー等による入浴機会の提供（設備がない場合は代替措置を検討）</p> <p>⑥ <u>感染症対策を踏まえた運営方法</u></p> <p>⑦ その他開設責任者の業務</p> <p>(7) 指定避難所の施設設備の整備</p> <p>市は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用発電、衛生携帯電話等の通信機器のほか、空調、様式トイレ、シャワー等の入浴施設など、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。</p> <p>市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、</p> <p>食料、飲料水、常備菜、<u>マスク、消毒液、体温計、簡易ベッド、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。</u></p> <p>また、授乳室や男女別の物干し場、更衣室の設置に当たり、異性の目線やプライバシー、子育て家族のニーズに配慮した設備の整備や要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備、必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く）（以下「被災ペット」という。）のためのスペースの確保に努める。</p> <p>(8) 指定避難所等の開設</p> <p><u>(略)</u></p> <p>なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。</u></p> <p><u>市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県はその情報を国に共有するよう努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>(13) 指定避難所の管理運営</p>	<p>県国土強靱化地域計画の見直しに伴う修正</p> <p>字句の修正</p> <p>避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に伴う修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>令和元年に発生した災害の教訓をふまえた修正</p>
86	11 12	<p>(略)</p> <p>(13) 指定避難所の管理運営</p>	<p>(略)</p> <p>(13) 指定避難所の管理運営</p>	<p>(略)</p> <p>(13) 指定避難所の管理運営</p>

86	36	<p>(略)</p> <p>⑨ 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等に対応し、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、選択等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の状況の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。<u>また、必要に応じ、避難場所における被災ペットのためのスペースの確保に努める。</u></p> <p>市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。</p>	<p>(略)</p> <p>⑨ 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等に対応し、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、選択等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の状況の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。</p>	
87	38	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>⑩ 市は必要に応じ、指定避難所における被災ペットのための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</u></p>	<p>「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証レポート」を踏まえた修正</p>
	40	<p><u>⑩～⑮</u> (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>⑪～⑯</u> (略)</p>	<p>字句の修正</p>
		<p>第4項 食料の供給 (略)</p> <p>3 実施内容 (1) 食料の応急供給</p>	<p>第4項 食料の供給 (略)</p> <p>3 実施内容 (1) 食料の応急供給</p>	<p>避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に伴う修正</p>
90	36	<p>② 市は、①による方法で米穀を確保することが困難な場合は、「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」(平成21年5月29日付け、21総食第113号総合食料局通知)に基づき、農林水産省政策統括官に要請し、災害救助用米穀の緊急引き渡しを受けることができる。</p>	<p>② 市は、①による方法で米穀を確保することが困難な場合で、<u>災害救助法が発動された場合は</u>「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」(平成21年5月29日付け、21総食第113号総合食料局通知)に基づき、農林水産省政策統括官に要請し、災害救助用米穀の緊急引き渡しを受けることができる。</p>	<p>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」の改正に伴う修正</p>
		<p>第10項 廃棄物処理等 (略)</p>	<p>第10項 廃棄物処理等 (略)</p>	
98	39	<p>4 応援協力関係 市及び県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとと</p>	<p>4 応援協力関係 <u>(1) 市及び県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努</u></p>	<p>字句の修正</p>

99	2	<p>もに、広域処理を行う地域単位で、平常時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。さらに、市及び県は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平常時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。さらに、市及び県は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。</p> <p><u>(2) 市は、(1)の相互協力体制の整備及び廃棄物の処理に際し、必要な人員・収集運搬車両が不足する場合等は、他の市町村及び関係機関に対して支援を要請する。この場合、必要により県に応援を要請する。</u></p>	
99	5	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(3) 市及び県は、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPOと連携し、作業実施地区や作業内容を調査、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。</u></p>	「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証レポート」を踏まえた修正
	8	<p><u>(新設)</u></p> <p>第12項 文教災害対策 (略)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 児童生徒等の安全管理 (略)</p> <p>④ 心のケアの実施 被災児童生徒の心の傷への対策として「心のケア」を実施することとし、市及び県は、教職員への研修、精神科医と臨床心理士による巡回指導を行う。</p>	<p><u>(4) 協力・支援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。</u></p> <p>第12項 文教災害対策 (略)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 児童生徒等の安全管理 (略)</p> <p>④ 心のケアの実施 被災児童生徒の心の傷への対策として「心のケア」を実施することとし、市及び県は、教職員への研修、精神科医や<u>公認心理師等</u>による巡回指導を行う。</p>	
101	26	<p>第6節 交通・運輸 (略)</p> <p>第2項 輸送 (略)</p> <p>4 応援協力関係 <u>(新設)</u></p>	<p>第6節 交通・運輸 (略)</p> <p>第2項 輸送 (略)</p> <p>4 応援協力関係</p> <p><u>③ 市及び県は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避</u></p>	
107	37		<p><u>③ 市及び県は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避</u></p>	「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に

108	10 11	<p>③ (略)</p> <p>第7節 ライフライン（電気・通信サービス・ガス・水道）の機能確保（略）</p> <p>2 電気</p> <p>(1) 実施責任者 電気事業者等（中国電力株式会社、岡山県企業局）</p>	<p><u>難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>第7節 ライフライン（電気・通信サービス・ガス・水道）の機能確保（略）</p> <p>2 電気</p> <p>(1) 実施責任者 県 電気事業者等（中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、岡山県企業局）</p>	<p>係る検証レポート」を踏まえた修正 字句の修正</p>
108	14	<p>(2) 実施内容 <u>（新設）</u></p>	<p>[県] <u>大規模災害発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。国、電気事業者等との調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は電源車等の配備に努める。</u></p>	<p>送配電部門の分社化に伴う修正</p> <p>「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証レポート」を踏まえた修正</p>
108	36	<p>[中国電力株式会社]</p> <p>(3) 応援協力関係 [中国電力株式会社]</p>	<p>[中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社]</p> <p>(3) 応援協力関係 [中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社]</p>	<p>送配電部門の分社化に伴う修正</p> <p>”</p>
109	8	<p>3 通信 (略)</p> <p>(2) 実施内容 <u>（新設）</u></p>	<p>3 通信 (略)</p> <p>(2) 実施内容</p> <p>③ <u>情報共有</u> <u>速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。</u></p>	<p>「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証レポート」を踏まえた修正</p>
	10	<p>③ (略)</p> <p>第16節 ボランティアの受入れ、活動支援計画</p> <p>1 方針 (略)</p>	<p>④ (略)</p> <p>第16節 ボランティアの受入れ、活動支援計画</p> <p>1 方針 (略)</p>	<p>字句の修正</p>

134	19	<p>市及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしている NPO 等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設定するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。</p>	<p>市及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしている NPO 等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設定するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。</p>	<p>「新型コロナウイルスの感染が懸念される状況におけるボランティア・NPO 等の災害対応ガイドライン」を踏まえた修正</p>
134	34	<p>3 実施内容 (1) 市 市は、生活支援、医療等の各分野ごとボランティアを統括・調整する組織を設け、避難所等のボランティアニーズを把握し、「津山社会福祉協議会」が設置する災害ボランティアセンター等への情報提供及びボランティアの供給を行う。</p>	<p>3 実施内容 (1) 市 市は、生活支援、医療等の各分野ごとボランティアを統括・調整する組織を設け、避難所等のボランティアニーズを把握し、「津山社会福祉協議会」が設置する災害ボランティアセンター等への情報提供及びボランティアの供給を行う。</p>	<p>表現の適正化</p>
134	35	<p>さらに、必要に応じて専門分野のボランティアの種類、人数等について県に派遣を要請し、また報道機関の協力を得て全国に情報提供し、参加を呼びかける。</p>	<p>さらに、必要に応じて専門分野のボランティアの種類、人数、<u>募集範囲等</u>について県に派遣を要請し、また報道機関の協力を得て全国又は県内に情報提供し、参加を呼びかける。</p>	<p>表現の適正化</p>
134	39	<p>(2) 市社会福祉協議会 市社会福祉協議会は、ボランティアセンターを設置し、次の業務を行う。</p>	<p>(2) 市社会福祉協議会 市社会福祉協議会は、ボランティアセンターを設置し、次の業務を行う。</p>	<p>「新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害ボランティアセンターの設置・運営等について」を踏まえた修正</p>
135	21	<p>(略) (4) ボランティアの健康に関する配慮 <u>(新設)</u></p>	<p>(略) (4) ボランティアの健康に関する配慮 <u>③ 市、関係機関等は、被災地でのボランティア活動において感染症の発生、拡大がみられる場合は、災害ボランティア担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</u></p>	<p>ボランティア活動における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に伴う修正</p>

137	3	第4章 災害復旧・復興計画 第1節 復旧・復興計画 第1項 地域の復旧・復興の基本方向の決定 <u>（新設）</u>	第4章 災害復旧・復興計画 第1節 復旧・復興計画 第1項 地域の復旧・復興の基本方向の決定 <u>3 観光地や農作物などへの風評被害を防ぐため、関係機関と連携しながら、正確な被害情報等を迅速かつ適切に発信する。</u>	県国土強靱化地域計画の見直しに伴う修正 字句の修正
	5	<u>3</u> （略）	<u>4</u> （略）	